

小規模多機能型居宅介護事業所 心

運 営 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人宅老所心が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護事業(以下、「小規模多機能型居宅介護事業所 心」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 要介護者及び要支援者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者（要支援者）の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者（要支援者）の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることとし、計画的にサービスを提供することを目的とする。また、自ら質の評価を行い定期的に外部評価を受け、その改善に努めることを旨とする。

(運営方針)

第3条 当事業所において提供する小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供する。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 4 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の提供にあたっては、小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 5 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族等に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 7 利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 8 提供する小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

- 9 前 8 項の他、「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 29 日条例第 10 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第 4 条 事業所の名称は次のとおりとする。

小規模多機能型居宅介護事業所 心

(事業所の所在地)

第 5 条 事業所の所在地は次のとおりとする。

滋賀県草津市市駒井沢町 2 4 6 番地の 1

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第 6 条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1 人

事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2)計画作成担当者（介護支援専門員） 1 人

利用者及び家族等の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3)看護職員 1 人以上

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者のかかり付け医等の関係医療機関との連携を行う。

(4)介護職員 8 人以上

小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。また、宿泊に対して 1 人以上の夜勤を配置する。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直または夜勤 1 名以上を配置する。

(営業日及び営業時間)

第 7 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)営業日 年申無休とする。

(2)営業時間

①通いサービス（基本時間）8 時 30 分～17 時 30 分

②宿泊サービス（基本時間）17 時 30 分～8 時 30 分

③訪問サービス（基本時間）24 時間

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員)

第8条 当事業所における登録定員は29人とする。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は18人とする。

(2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は6人とする。

(小規模多機能型(介護予防小規模多機能型)居宅介護の内容)

第9条 小規模多機能型(介護予防小規模多機能型)居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助を提供する。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア・移動の介助

イ・養護(休養)

② 健康チェック

血圧測定等、体重測定等利用者の健康状態の把握

③ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア・日常生活動作に関する訓練

イ・レクリエーション(アクティビティ・サービス)

ウ・グループ活動

エ・行事的活動

オ・園芸活動

カ・趣味活動(ドライブ、買物等含む)

キ・地域における活動への参加

④ 食事支援

ア・食事の準備、後片付け

イ・食事摂取の介助

ウ・その他の必要な食事の介助

⑤ 入浴支援

ア・入浴または清拭

イ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

ウ・その他必要な介助

⑥ 排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

⑦ 送迎支援

利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(2) 訪問サービス

利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助を提供する。

(3)宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4)相談、助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等行う。

- ①日常生活に関する相談、助言
- ②認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④住宅改修に関する情報の提供
- ⑤医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦家族・地域との交流支援
- ⑧その他必要な相談、助言

(短期利用居宅介護)

第10条

事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員〔指定介護予防支援事業所の担当職員〕が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、事業所の登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合に、短期間の指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

2 宿泊室を活用する場合は、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものとする。

3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

(小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画)

第11条 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画を作成する。

2 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画を作成する。

4 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族等に説明し、同意を得る。

5 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画を利用者に交付する。なお、交付した小規模多

機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画は、5年間保存する。

6 利用者に対し、小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

7 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画の変更を行う。

8 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画の目標及び内容については、利用者または家族等に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

（小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の利用料）

第12条 事業所が提供する小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上、法定代理受領分は介護報酬の1割とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。但し、一定以上所得者が介護保険サービスを利用した時は、利用者負担が2割または3割となる。又、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 宿泊は、1泊につき2,300円を徴収する。

(2) 食費は、利用した食事に対して、朝食300円、昼食650円、夕食650円を徴収する。

(3) オムツ、尿とりパットは実費とする。

(4) 前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが相当と認められる費用につき、実費を徴収する。

2 サービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族等に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いの同意する旨の文書に記名押印を受ける。

3 利用料の支払いは、現金、銀行口座振込、郵便振替または預金口座振替により指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第13条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。 草津市内

（サービスの提供記録の記載）

第14条 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護を提供した際には、その提供日数及び内容、当該小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（個人情報の保護）

第15条 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画書、各種記録等については、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は、その代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第16条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を守るべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

(相談・苦情対応)

第17条 提供した小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護に関する利用者及び家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族等に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。具体的には、相談窓口、苦情対応の体制及び手順等当該事業所における苦情対応のために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族等にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護に関する利用者及び家族等からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う。
- 4 提供した小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書等の提出、もしくは提示の求め、または当該市の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市からの求めがあった場合には、改善内容を市に報告する。
- 6 提供した小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護に係る利用者または家族等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第18条 利用者に対する小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(衛生管理)

第19条 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

2 従事者は、研修等を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図るものとする。

3 インフルエンザやコロナ等の新型感染症発生に備え、事業継続計画（BCP）を作成し、必要な訓練や研修を行う。

（緊急時における対応方法）

第20条 従事者は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、適宜救急搬送等の適切な措置を講じたり事業所が定めた協力医療機関へ連絡等を行う。

（非常災害対策）

第21条 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 火事等に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

3 自然災害に備え、事業継続計画（BCP）を作成し、必要な訓練や研修を行う。

（運営推進会議）

第22条 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護についての知見を有する者とする。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（記録の整備）

第23条 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

利用者に対する小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

①居宅サービス計画又は小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護計画

②提供した具体的なサービスの内容等の記録

③市への通知に係る記録

④運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等についての記録

⑤苦情の内容等の記録

⑥事故の状況、及び事故に際して採った処置の記録

(身体的拘束等の禁止)

第24条 事業所は身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く。

2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うこととする。

3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、その他従業員により検討会議等を行う。また、経過観察等の記録を整備する。

4 検討会議では、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除する。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も行う。

5 担当者や責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修の機会を確保する。

(高齢者虐待防止)

第25条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

2 虐待の防止のための指針を整備する。

3 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(生産性向上に資する取り組み)

第26条 現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従事者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、適宜改善に努める。

(認知症対応力の強化)

第27条 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は左記に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置する。また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施する。事業所の従事者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝

達又は技術的指導に係る会議を実践者研修及びリーダー研修修了者を中心に定期的に開催する。

(その他運営についての留意事項)

第28条 従事者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 定期的研修 随時

2 従事者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族等から求められたときは、これを提示する。

3 サービス担当者会議において、利用者及び家族等の個人情報を用いる場合は利用者及び家族等の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

4 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申し込み者及びその家族等に対し、運営規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者及び家族等の同意を得る。

5 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用者に対し自ら適切な小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

6 事業所は、小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護（要支援）認定等の有無及び要介護（要支援）認定等の期間を確かめるものとする。

7 事業所は、前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するものとする。

8 小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護（要支援）状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市に通知するものとする。

9 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従事者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。

10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人理事長と管理者が協議のうえ定めるものとする。

第29条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従事者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第2条第2号に規定する暴力団員をいう。））であってはならず、事業者は、その運営について、暴力団・暴力団員との関係を有さない。

附則

1 この運営規程は、平成22年5月1日から施行する。

平成26年 3月25日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

平成27年 8月 1日 一部改正

令和 元年10月 1日 一部改正

令和 4年 5月 1日 一部改正

令和 5年 7月 1日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正